



## のうぜいしょうめいしょ しょとくしょうめいしょ 5 納税証明書と所得証明書

ざいりゅうしかく へんこう こ ほいくしょ えん い こうてきじゅうたく にゅうきよ もう こ  
在留資格の変更や、子どもを保育所(園)に入れるとき、または公的住宅に入居を申し込むときなどには、  
しゅうにゅう しょうめい のうぜいしょうめいしょ しょとくしょうめいしょ ひつよう ばあい しょうめいしょ ひつよう ばあい  
収入を証明する納税証明書や所得証明書が必要となる場合があります。証明書が必要な場合は  
がつついたちげんざいす しくちょうそん やくしょ しんせい てすりよう ひつよう  
あなたが1月1日現在住んでおられた市区町村の役所へ申請してください(手数料が必要です)。

しょとくとう しょうめいしょ かくていしんこくしょ うつ さんしょう げんせんちようしゅうひよう さんしょう い  
なお、所得等の証明書として、確定申告書の写し(2-1(2) 参照)や源泉徴収票(2-1(3) 参照)も位  
ちづ  
置付けられます。

にじゅうかぜいぼうしてつづき

### 5-1 二重課税防止手続

にほん はたら しゆとく しきん もとで ほんこく じぎょう お とち こうにゅう おお  
日本で働いて取得した資金を元手に、本国で事業を起こしたり、土地を購入したりするケースも多いよう  
ほんこく たがく ぜいきん せいきゆう にじゅうかぜい お おそ  
ですが、このとき、本国から多額の税金を請求される(二重課税)といったことが起きる恐れがあります。そ  
にほん ちゅうごく かんこく く にじゅうかぜい  
こで、日本とアメリカ、中国、韓国、ブラジル、インドネシア、フィリピン、タイなどの国(次表参照)の間に、  
にじゅうかぜい ふせ そぜいそうごじょうやく むす にほんこくない しょとく たい のうぜい しょうめい  
二重課税を防ぐ租税相互条約というものがある結ばれており、日本国内での所得に対する納税を証明す  
きこく にじゅうかぜい かいひ  
ることで、帰国してからの二重課税を回避することができます。



そぜいじょうやくていけつこく ちいきいちらんひょう  
租税条約締結国・地域一覧表

へいせい ねん がつげんざい  
平成24年10月現在

ひがし 東・ とうなん 東南 アジア	インドネシア かんこく 韓国 シンガポール タイ ちゅうごく 中国 フィリピン ブルネイ ベトナム ほんこん 香港 マレーシア	ヨーロッパ	オーストリア オランダ スイス スウェーデン スペイン デンマーク ドイツ ノルウェー フィンランド フランス ベルギー ルクセンブルグ とう マン島(※)	とうおう 東欧・ きゅうそれん 旧ソ連	アゼルバイジャン アルメニア ウクライナ ウズベキスタン カザフスタン キルギス グルジア スロバキア タジキスタン チェコ トルクメニスタン ポーランド ハンガリー ブルガリア ベラルーシ モルドバ ルーマニア ロシア
	みなみ 南 アジア		インド スリランカ パキスタン バングラデシュ		アフリカ みなみ 南 アフリカ
たいようしゅう 大洋州 ちいき 地域	オーストラリア ニュージーランド フィジー	ちゅうきんとく 中近東	イスラエル エジプト サウジアラビア トルコ	ちゅうなんべい 中南米・ カリブ	ブラジル メキシコ バハマ(※) バミューダー(※) ケイマン(※)
ヨーロッパ	アイルランド イギリス イタリア				
					こく ちいき (64 各国・地域)

そぜい かん じょうほうこうかんきてい しゆたい  
(※)は租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

しゅつてん ざいむしゅう  
出典:財務省